

奨学ローン(保証料一括方式)

【保証会社 全国しんくみ保証(株)】

【再保証会社 (株)オリエントコーポレーション】

令和元年 10 月 1 日現在

商品名	奨学ローン
ご利用いただける方	満20歳以上で完済時76歳未満の安定、継続した収入の見込める方かつ、本人または子弟が下記対象校に在学または入学を予定する方 なお、資金使途が借換の場合は、直近6か月以内に延滞のない方
対象校	小・中・高・予備校・専門学校・短大・大学・大学院等
お使いみち	①受験時に係る費用（受験料、下見・宿泊費用等） ②入学時に係る費用（入学金、寄付金、授業料、敷金・礼金等） ③在学中に係る費用（授業料、研修費用、仕送資金等ただし6か月目処の最大1年分） なお、上記費用は支払から3か月以内に限り支払済資金も可とします。 ④他金融機関の教育資金に関するローンの借換資金。 なお、他金融機関にはクレジット会社を含みますが、消費者金融会社は除きます。 ⑤同一子弟に係る既存融資金の借換資金
ご融資金額	10万円以上～1,000万円以下（1万円単位） ただし、受験時に係る費用は100万円を上限とし、借換の場合は、残高決済資金の範囲内とします。 なお、500万円超は対象校が大学の医学部、歯学部、薬学部に限ります。
ご融資期間	10年以内（ただし、6か月単位の回数とし最長120か月） なお、借換の場合の融資期間は、「10年—借換対象の支払済期間」を最長とします。
ご融資形態	証書貸付
ご融資利率	固定金利、ご融資期間中、利率は変わりません。 金利については、お取引店の融資窓口にお問い合わせください。
優遇金利制度	組合員の優遇金利制度があります。
ご返済方法	「元利均等返済」または「元利均等ボーナス併用返済」とします。 〈元利均等返済〉 毎月一定の金額(元金+利息)を指定口座から自動引き落としします。 〈元利均等ボーナス併用返済〉 元利均等返済とボーナス月増額返済の併用、ボーナス月に増額して返済できる金額は借入金額の50%以内です。ボーナス返済月増額返済は6か月ごとの指定月とします。 店頭で申し出いただければ返済額の試算をいたします。 全部繰上返済は可能ですが、一部繰上返済はできません。
担保	不要です。

商品概要説明書

連帯保証人	原則不要です。 ただし、保証会社の審査により、連帯保証人が必要となる場合があります。
保証料	全国しんくみ保証㈱への保証料が必要となります。保証料率は保証会社の審査により、つぎの「レギュラー」または「プレミアム」のいずれかとなります。 ・レギュラー 年 1.5% ・プレミアム 年 0.8% 保証料はご融資実行時に一括でお支払いただきます。
手数料	(1) 取扱手数料（消費税込） ご融資金額 30 万円未満は 1,100 円 ご融資金額 30 万円以上は 3,300 円
申込み時に必要な書類	本人確認資料…運転免許証、健康保険証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、印鑑証明書のうち 1 点 所得証明書……融資金額 100 万円以上の場合必要です。 資金使途明細…合格通知書、在学証明書、入学金納付書、授業料納付書、賃貸借契約書等の写し。なお、支払済資金については、支払済の入学金納付書、授業料納付書等の写しをご提出ください。 なお、借換の場合は借入先、資金使途、直近 6 か月以内正常返済であることを証明する以下の書類が必要です。 (1) 申込時に必要な書類 ①返済予定表 ②返済用預金口座通帳写し ③残高証明書 (2) 融資実行後に必要な書類 ① 完済の事実を証明する書類（計算書、残高証明書）
既存分借換適用条件	既存融資金が同一対象者の教育資金で同一の追加申込があり、かつ下記項目に該当すること ①既存融資金の元金据置期間内であること ②既存融資金が元利金返済中の場合は、他金融機関借換資金の適用条件に準じます。
実行方法	原則、本人口座経由の資金使途先（借入先）への振込指定とします。ただし、ご融資金額が 100 万円未満でかつ保証会社が認めた場合もしくは受験時に係わる費用、支払済資金はこの限りではありません。なお、他金融機関の借換資金、および授業料、家賃等で資金使途先（借入先）への決済方法が口座振替のみの場合は、資金使途先（借入先）が指定する口座に決済予定日の前日もしくは当日に本人口座経由で振込むこともできます。また仕送資金は本人口座を經由して、就学者の口座へ振り込むこともできます。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】 0120-745-530 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。ホームページアドレス http://www.hiroshima-kenshin.co.jp ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
--------------------------	---